

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	自然公園法施行令の一部を改正する政令案	
規制の名称	特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充	
規制の区分	拡充	
担当部局	環境省自然環境局国立公園課	
評価実施時期	令和3年7月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>自然公園法においては、保護に関する規制として、国立公園及び国定公園（以下「国立公園等」という。）の地域の区分（特別地域、特別保護地区等）ごとに、一定の行為に対して国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事の許可等を要することとされている。国立公園等においては、登山道のような国立公園等内の主として歩行者が通行するような道であって舗装がなされていないもの（以下「未舗装の歩道」という。）については、脆弱なものが多く存在しており、近年、国立公園等における利用形態の多様化等に伴い、ここに二輪車が乗り入れることにより道やその周辺が荒廃する事案等が生じている事態が発生している。しかし、現行法においては、風致・景観の維持のために必要な場合であっても、未舗装の歩道は規制対象となる場所に含まれず、このような道路における車馬の使用規制が行えない状況にある。</p> <p>そのため、国立公園等の特別地域及び特別保護地区における許可を要する行為として、環境大臣が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用する行為を、追加することとする。当該規制の導入により、未舗装の歩道に車馬が乗り入れることによる風致・景観の維持に支障が生ずることを防止し、国立公園等の保護が図られることとなる。</p>	
想定される代替案	主として歩行者の通行の用に供する道路であって、舗装がされていない道路のうち、環境大臣が指定する道路において車馬を使用する行為を、国立公園等の特別保護地区における許可を要する行為とすることとする。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
	遵守費用	<p>遵守費用として、新たに規制対象となる未舗装の歩道への車馬の乗り入れ行為に係る許可申請の費用の負担が想定される。</p> <p>特別保護地区においては、改正案と同様の遵守費用が発生すると考えられる。一方、特別地域については、許可申請の費用の負担は生じないこととなる。</p>
	行政費用	<p>行政費用については、以下の事項が想定されるが、現行の自然公園法に基づく制度運用等とともに行われることが想定されるため、追加的な費用は少ないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発に係る費用：規制対象となる道路について、公園利用者に対して広く周知・広報を行う必要が生じ</li> </ul> <p>特別保護地区においては、改正案と同様の行政費用が発生することが想定される。</p> <p>一方、特別地域については、行政費用は生じないこととなる。</p>

	<p>る。周知・広報手段としては、行政機関のホームページへの掲載、各国立公園等のビジターセンターや観光案内所における掲示や資料配布等が想定される。</p> <p>・規制に係る事務費用：規制対象とする道路の選定のための調査や関係機関等との調整、当該規制対象行為に係る許可申請があった場合の許可等の事務を行う費用が生じることとなる。</p>	
直接的な効果（便益）の把握	<p>規制の導入により、未舗装の歩道への車馬の乗り入れ行為に係る風致・景観の維持に支障が生ずることを防止し、国立公園等の保護が図られることとなる。</p>	<p>特別保護地区については、改正案と同様に、規制の導入により、未舗装の歩道への車馬の乗り入れ行為に係る特別保護地区の景観の維持に支障が生ずることを防止し、国立公園等の保護が図られることとなる。</p> <p>一方、特別地域については、その風致の維持に支障が生ずることを防止できないこととなる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的な効果として、未舗装の歩道への車馬の乗り入れ行為による自然環境への人為的な悪影響を低減させ、生物多様性の確保に寄与し得る。</p>	<p>副次的な効果として、未舗装の歩道への車馬の乗り入れ行為による自然環境への人為的な悪影響を低減させ、生物多様性の確保に寄与し得るものの、規制対象とする区域は特別保護地区のみとなるため、改正案よりもその効果は限定的となるものと考えられる。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>当該規制案については、効果（便益）を金銭価値化することは難しいものの、当該規制の導入によって、未舗装の歩道に車馬が乗り入れることによる風致・景観の維持に支障が生ずることを防止し、国立公園等の保護が図られることとなることから、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられるため、当該規制を導入することが妥当である。</p>	
その他の関連事項	<p>当該規制案については、中央環境審議会自然公園等小委員会において3回の検討会を行った後、パブリックコメントを経て、令和3年1月26日の第4回目の検討会において取りまとめられた、1月29日付けの答申「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（令和3年1月29日・中央環境審議会）」の内容に基づいて立案している。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>当該規制案については、自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）による改正後の自然公園法の見直しと併せて、自然公園法の一部を改正する法律の施行（令和4年4月1日を予定）から5年経過後に事後評価を実施することとする。</p>	
備考		